

JPC 強化指定選手制度

公益財団法人日本パラスポーツ協会
日本パラリンピック委員会

1. 目的

この制度は、パラリンピック競技大会で実施される競技の日本代表として参加可能な者を JPC 強化指定選手（以下「強化指定選手」という）として認定し、その自覚を促すとともに、強化指定選手がパラリンピックに向けて効果的に強化活動を推進することを目的とする。

2. 強化指定選手の認定基準

次回・次々回のパラリンピック実施競技団体から推薦された者のうち、パラリンピック競技大会でメダルの獲得など入賞が期待される者を認定する。その基準は、以下(1)～(5)の5つの条件をすべて満たしている者とし、かつ、JPC 強化指定選手制度第3項の競技成績等に該当する選手をエリート A またはエリート B に認定する。

- (1) JPC に加盟するパラリンピック実施競技団体(以下、「競技団体」)に登録している者
- (2) 競技団体が定める規程に基づき強化指定選手に指定されている者
- (3) 過去 1 年間に競技団体が定める規程違反等により処分を受けたことのない者
- (4) 過去 1 年間にアンチ・ドーピング規程違反により処分を受けたことのない者
- (5) 競技団体の理事会が候補者として推薦することを承認した者

3. 認定基準の競技成績等

【エリート A】

・直近のパラリンピック競技大会で3位以内(個人競技)または4位以内(団体競技)

※上記はパラリンピック競技大会翌年度の推薦時のみ適用

・直近の世界選手権(車いすテニスは四大大会)で 3 位以内(個人競技)または 4 位以内(団体競技)

※パラリンピック競技大会の翌年度以降に世界選手権の開催がある場合は、直近の世界選手権の競技成績に基づき判断する。

【エリート B】

・直近のパラリンピック競技大会で入賞以内

※上記はパラリンピック競技大会翌年度の推薦時のみ適用

・直近の世界選手権(車いすテニスは四大大会)で入賞以内

※パラリンピック競技大会の翌年度以降に世界選手権の開催がある場合は、直近の世界選手権の競技成績に基づき判断する。

○その他

※エリートとは、個人競技は選手個人を、団体競技はパラリンピック競技大会参加可能エントリー人数の範囲内において当該競技団体が推薦した構成メンバーを、指すものとする。

※競技・種目は、原則として次回・次々回パラリンピック競技大会の実施競技(種目)とする。

※個人競技については、すべての成績において、『マイナス 1 ルール』(参加人数から 1 を引いた順位までを表彰・入賞対象とする)を適用する。

※不測の事態により直近の世界選手権(車いすテニスは四大大会)が延期・中止された、もしくは大会の途中棄権を余儀なくされた場合等で、JPC 委員長が認めた場合に限り、直近のパラリンピック競技大会もしくは

前回の世界選手権(車いすテニスは四大大会)の成績に基づき判断する。

※同一大会で複数種目に出場した場合は、最高位の成績を対象とする。

※世界選手権大会等に該当する大会がない年度は、その競技・種目の追加解除は行わない。

※パラリンピック競技大会の成績で認定されたものの、次回大会で実施種目外になった競技種目については、経過措置として次回世界選手権(車いすテニスは四大大会)まではパラリンピック競技大会の成績をもとに認定することができる。

4. 候補者の推薦

強化指定選手の認定を希望する競技団体は、競技団体の理事会で候補者の競技力、適性等について審議の上、別に定める申請書等を、前年度の3月1日までにJPCへ提出しなければならない。(エリートの認定基準となる対象大会が3月中に開催される場合は、別途該当団体と協議の上、提出期日を設定する。)

5. 指定選手の認定・委嘱

(1)JPC 事務局により申請内容を確認し、JPC委員長が認定の可否を決定する。

なお、候補者としての要件に疑義が生じたときや、申請内容に不備や不足があるときは、JPC事務局が指定する期日までに補足資料を再提出しなければならない。

(2)JPC 事務局は、申請締切日から起算して 14 日以内に認定の可否を競技団体に通知する。

(3)強化指定選手に認定された者には、JPC 委員長名の委嘱状を発行する。

6. 認定期間

原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

7. 妊娠期・産後に係る措置について

競技活動中に妊娠・出産を理由として、一定期間競技会への出場が困難となる選手について、別紙「妊娠期・産後に係る措置について」の要件を満たす場合、過去の競技成績および将来的な競技復帰意志に基づき、強化指定選手の認定対象とする。

8. 年度途中の認定・認定解除

(1)年度途中の認定

当該年度上半期の競技成績により、年度途中であっても追加認定することができる。追加認定を希望する競技団体は、別に定める申請書等を9月1日までに提出すること。(対象大会が9月中に開催される場合は、別途競技団体と協議の上、提出期日を設定する。)なお、年度途中で追加された場合の認定期間は、10月1日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(2)年度途中の認定解除

競技団体は、強化指定選手が次のいずれかに該当した場合、指定解除の届出をしなければならない。

- ①認定期間中に競技団体の強化指定選手から除外された場合
- ②パラリンピックを目指す強化活動から引退することが判明した場合
- ③怪我や病気等により競技から完全に離れる場合
- ④競技団体が定める規程違反等により処分を受けた場合
- ⑤ アンチ・ドーピング規程違反により処分を受けた場合
- ⑥JPC 強化指定選手誓約書の記載事項を遵守できなかった場合

9. 団体競技の選手入れ替えについて

団体競技で選手の入替えがある場合についても、同様の推薦手順とする。

10. 指定選手の義務

別に定める誓約書に記載の事項を遵守すること。

11. その他

指定選手の認定・解除について疑義が生じた場合は、競技団体と協議し、適切な処置をとることとする。
競技団体が候補者の推薦を実施できない等、特別な事情が認められる場合には、第 2 項、第 3 項、第 4 項の規定によらず、JPC 委員長が当該競技の強化指定選手を認定することができることとする。

12. 制度の変更

本制度は、JPC 運営委員会の承認により変更することができる。

<附 則>

- ※ 平成 27 年 11 月 1 日 制定
- ※ 平成 29 年 10 月 1 日 第1次改訂
- ※ 令和4年10月1日 第2次改訂
- ※ 令和5年4月1日 第3次改訂
- ※ 令和7年4月28日 第4次改訂
- ※ 令和7年11月6日 第5次改訂

別紙

【JPC強化指定選手制度： 妊娠期・産後に係る措置について】

はじめに

本措置は、妊娠や出産を理由として一時的に競技活動から離脱する場合においても、その間のJPC強化指定選手認定を保護し、選手の競技キャリアの継続を支援することを目的としている。

1 適用条件と申請手順

- (ア) 本措置の適用対象は、本措置申請時点でJPC強化指定選手であった者、または直近の世界選手権(パラリンピック競技大会開催年翌年度は、同大会が対象)でエリートAまたはBの競技成績をおさめており、JPC強化指定選手制度の認定基準を満たしている者とする。
- (イ) 本措置の適用を希望する者は、妊娠・出産による競技活動からの離脱にあたり、所属競技団体にその旨を申請すること。申請する者は医師の診断書等により妊娠が確認されていること競技団体に伝え、また、妊娠期・産後に所定の書類(※1)を競技団体に提出すること。
- (ウ) 競技団体は本措置適用を申請する場合、所定の様式及び必要書類をJPCに提出すること。本措置の適用は競技団体からの申請をJPC委員長が承認した場合に限る。

2 【所定の書類(※1)】の提出について

2-1 妊娠期：「妊娠期におけるプロテクト期間」の申請・承認のために必要な書類

出産予定日が確定後に、以下の書類を原則1か月以内に提出すること。ただし、特別な事情がある場合は、速やかに報告すること。

- a 妊娠期・産後に係る措置の申請書兼競技会復帰意思確認書(妊娠期)
- b 出産予定日が記載された診断書
- c 母子手帳表紙のコピー

2-2 産後：「産後におけるプロテクト期間」の運用のために必要な書類

出産後原則1か月以内に、以下の書類を提出すること。ただし、特別な事情がある場合は、速やかに報告すること。

- a 妊娠期・産後に係る措置の申請書兼競技会復帰意思確認書(産後)
- b 母子手帳の出生記録ページのコピー
- c 競技復帰計画書
- d 毎年度ごとの妊娠期・産後に係る措置の申請書兼競技復帰意思確認書(※毎年度更新時のみ提出)

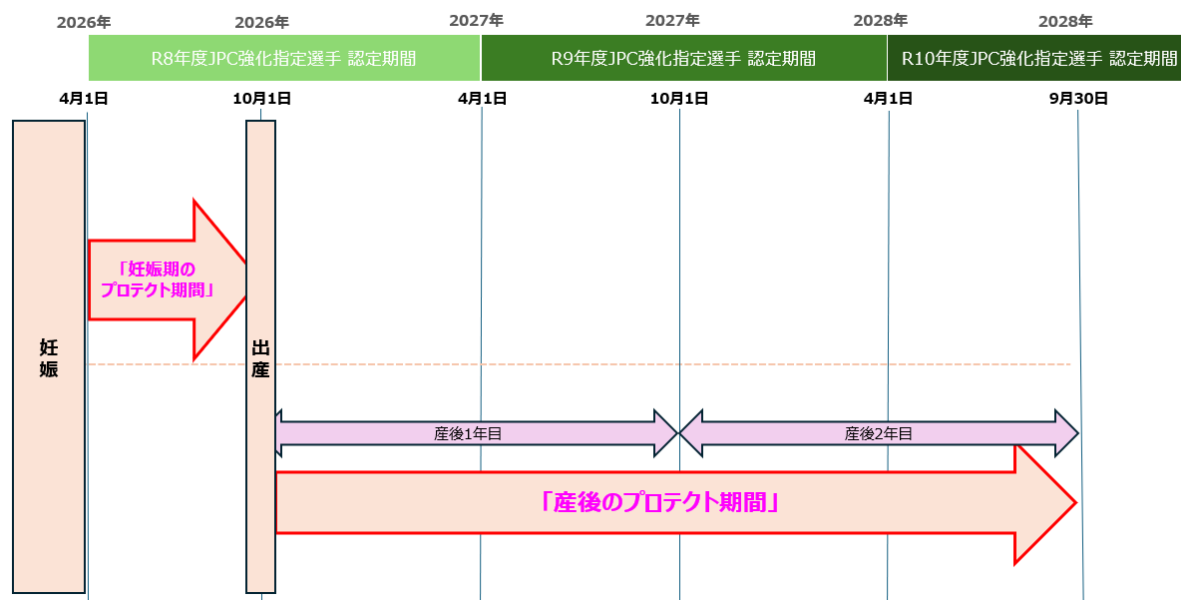
3 その他

- ・ 産後プロテクト期間中に流産または死産その他の事由により妊娠が終了した場合は、原則1か月以内に報告すること。その場合には、所定の書類を提出した場合に限り、「産後のプロテクト期間」を継続することができる。ただし、医師の診断書等、客観的な基準により、その期間を定めることとする。
- ・ その他、「産後のプロテクト期間」の規定が不要になった場合は、原則1か月以内に取り下げ申請をすること
- ・ 本措置に関する用語の定義は以下の通りである

「妊娠期」とは、出産予定日が確定した後に所定の書類(※1)を提出した時点から出産までのことを示す。

「妊娠期・産後のプロテクト期間」とは、妊娠期に加え、産後原則2年間までの期間のことを示す。妊娠期に加え、産後の期間にあたる選手の心身には、特有の変化を伴い競技活動の継続に大きな影響を及ぼす。したがって、選手の競技キャリアを途絶させないために、妊娠期と産後原則2年間の強化指定選手認定を保護するものとして、「プロテクト期間」を設けることとする。

妊娠期のプロテクト期間と産後のプロテクト期間（イメージ図）



競技復帰について、ここでいう「競技会」とは、JPC強化指定選手制度の対象者（選手）が参加を求められる競技会を指すものとして、基本的には国際大会出場及びそれに準じる競技会を想定している。